

東華大学留学生ビザ、居留許可の管理規定

(学歴履修生、全日語学研修生、専攻履修生及び交換学生)

1. 入国ビザ

『中華人民共和国出入国管理法』によると、外国人は入国の際に必ず在外ビザ機関でビザ申請の手続きを行わなければなりません。本学の全日制学習の入学許可を得た留学生は有効なパスポートを持参し、所在国の駐在中国大使館(或は領事館)にてX1 或いはX2 ビザを申請し、入国しなければなりません。入国後、ビザの変更或は延長の手続きは上海市出入国管理国の関連法規に沿って行わなければなりません。

X1 ビザ

学習期間が180日を超過する場合、X1 ビザを申請して入国しなければならず、入国後の滞在期間は30日です。学生は必ず本学の入学規定時間内に登録し、学費を全部支払い、X1 ビザの有効期間内に出入国管理局で居留許可(学習)を申請しなければなりません。居留許可は有効期間内に複数で出入国可能です。

本学は入学申請の書類審査に合格した学生に『入学許可書』及び『留学生ビザ申請表』(JW201/JW202)等の書類を発行します。X1 ビザ申請に必要な他の書類、手続過程及び費用は所在国の駐在中国大使館(或は領事館)にて問合せしてください。

X2 ビザ

学習期間が180日を超過しない場合、X2 ビザを申請して本学で学習できます。X2 ビザの入国有効期間、滞在期間(180日以内)、入国回数(0、1、2)等は所在国の駐在中国大使館(或は領事館)が決めます。学生は必ず本学の入学規定時間内に登録し、学費を全部支払わなければなりません。規定時間内に手続を行わない場合、X2 ビザを抹消します。

本学は入学申請の書類審査に合格した学生に『入学許可書』を発行し、各国の駐在中国大使館(或は領事館)に要求により、『留学生ビザ申請表』(JW201/JW202)を提供します。X2 ビザ申請に必要な他の書類、手続過程及び費用は所在国の駐在中国大使館(領事館)にて問合せしてください。

2. 居留許可(学習)に関して

学歴履修生は必ず本学の居留許可(学習)を申請し、居留許可の有効期間は学習期限と一致します。学習期間が180日を超過する場合、全日語学研修生、専攻履修生及び交換学生は本学を通じて居留許可(学習)を申請できるし、居留許可の期間は支払う学費の期間と一致します。他の学校の居留許可(学習)を持っている場合、必ず本校の居留許可(学習)の変更をしなければなりません。

申請書類

初めて居留許可(学習)を申請する場合、以下の提出書類が必要です：①パスポートの原本 ②写真1枚 ③「入学許可書」の原本④外国人留学生ビザ申請表(JW201/JW202) ⑤「外国人ビザ、居留許可申請表」 ⑥本学のビザ申請証明書 ⑦「外国人臨時住所登記表」のコピー ⑧健康診断或は検証書類の原本。

「外国人臨時住所登記表」：本学の留学生寮を利用する学生は国際文化交流学院の学生事務部にて「外国人臨時住所登記表」を取得できます。校外宿泊の場合、入居以降24時間以内にパスポート、賃貸契約書と本学から発行された「校外住宿登記表」を持参し、居住地の所属交番から「外国人臨時住所登記表」を取得できます。居住地或はビザが変更された場合、「校外住宿登記表」と「外国人臨時住所登記表」を再申請しなければなりません。

健康診断或は検証：初めて居留許可を申請する学生は必ず指定病院での健康診断或は検証の報告書を提出しなければなりません。指定病院は上海市国際旅行衛生保健中心(住所：金浜路15号。哈密路の付近)です。予約はオンライン(www.sithc.com)で申請可能。健康診断に必要な書類は①パスポートの原本とコピー ②「入学許可書」のコピー或は学生カード ③写真4枚(3cm×4cm)です。検証の報告が必要な学生は上記の書類以外に本国の健

ビザと居留許可の申請は上海市公安局出入局管理局の関連法規に準じます。

健康診断結果及び血液検査結果書も要ります。健康診断或は検証の費用は約 500 元/人です。

申請費用

居留許可の有効期間が 1 年以下の場合は 400 元で、1 年以上（1 年を含む）3 年以下の場合は 800 元で、3 年以上（3 年を含む）5 年以下の場合は 1000 元です。

提出書類

毎学期、本学は団体ビザのインタビューを行います。指定日に出入局管理局から警察を派遣し、ビザの申請書類を受付します。規定時間以外には本人が直接にビザの関連書類を持参し、出入局管理局（浦東民生路 1500 号）或は古北のビザセンターにて申請しなければなりません。電話：0086-21-28951900

3. その他

ビザの状況は複雑なため、本学院は各学生のパスポート原本を参照してから、必要な書類を判断することができます。ビザに関する相談、延長の手続きは本人のパスポートを持参して本学の国際文化交流学院の学生事務部でお問い合わせください。

有効期間の満了及びビザの抹消

本学での学習期間が終わった学生は居留許可（学習）の有効期間以内に出国しなければなりません。個人原因でビザ或は居留許可の期間到来し、それによるの責任は学生本人で負担しなければなりません。

X2 ビザを持つ学生が次の学期も継続に本学で学習する場合、次学期の学費を全部払ってからビザ関連書類を受取、出入局管理局から居留許可（学習）を申請することができます。そうでない場合、学生は再入国ビザを申請するはずですが、居留許可（学習）ビザを持っている学生は規定期間に次学費の学費を先全部払ってから関連書類を揃って出入局管理局から居留許可（学習）延長することができます。

休学或は退学の申請をする学生は本学から発行された証明書を持参し、出入局管理局から X2 ビザ或は居留許可（学習）を抹消し、臨時ビザを取得しなければなりません。

パスポートの紛失或は変更

パスポート（基本情報及びビザ）のコピーを保管し、パスポートの紛失、変更或は有効期間の延長手続を行う場合に身分証明書で利用できます。パスポートが紛失或は破損した場合、出入局管理局より発行する「パスポート紛失証明書」で駐在中国の本国大使館（或は領事館）でパスポートの再発行の申請をしなければなりません。

パスポートが変更或いは再発行された場合、10 日以内で新旧パスポートを持参して居住地所属交番から再発行された「外国人臨時登記表」と本学からもらった書類で X2 ビザ或は居留許可（学習）を再申請することが出来ます。

家族ビザ

外国人留学生の家族（配偶者、18 歳未満の子供、留学生の親、配偶者の親）は S1 或は S2 ビザで入国できます。申請書類は所在国駐在中国大使館（或は領事館）にてお問合せしてください。

留学生の家族が S1 ビザで入国する場合、本学から居留許可（家族）の申請ができるし、有効期間は留学生の居留許可（学習）の有効期間を超過してはいけません。留学生の家族が S2 ビザで入国する場合、期間が 180 日以下のビザ申請ができます。居留許可（家族）と S2 ビザの変更或は延長は出入局管理局の関連法規を参照してください。居留許可（家族）の申請に必要なものは留学生本人のパスポート、家族本人のパスポート、家族関係証明書、「外国人臨時住宿登記表」のコピー、写真 1 枚、健康診断証明書（18 歳未満の子供は不要）、その以外に出入局管理局からの必要な書類などです。